現地就農体験等支援事業補助金交付要綱

制定　令和６年５月２２日
改正　令和８年６月　１日

（目的）

第１条　この事業は、萩市へのＵＪＩターン就農を促進するため、萩市外に在住する就農希望者が、就農のための活動として萩市に訪れる際に必要となる交通費、宿泊費及び施設使用料等（以下、「宿泊費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付し、もって萩市農業の担い手の確保に資することを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 就農希望者
　萩市内への就農を希望、若しくは検討している個人をいう。

(2) 就農活動
　就農希望者による萩市内での就農の実現に向けた行為をいう。

(3) 補助事業
　補助金の交付の対象となる就農活動をいう。

(4) 補助事業者
　補助事業を行う者をいう。

（交付の対象）

第３条　補助金の交付を受けることができる者（以下「補助事業者」という。）は、別表第１に定めるとおりとする。

２　補助金の交付の対象となる就農活動は、別表第２に定めるとおりとする。

３　補助金の交付の対象となる経費は、別表第３に定めるとおりとする。

４　補助金の額は、別表第４に定めるとおりとする。

５　前項の経費に対し、他の補助金等を受けている場合又は受ける予定の場合は、交付の対象としないものとする。

（補助金の交付申請）

第４条　補助金の交付の申請をしようとする補助事業者は、市長が別に定める期日までに、別記第１号様式の交付申請書を提出しなければならない。

２　複数の就農希望者が同一の就農活動を行った場合においては、交付の申請は、同居の就農希望者に限り、一括して行うことができる。

（補助金の交付の決定）

第５条　市長は、前条第１項の交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査の上、補助金を交付することが適当であると認めるときは、予算の範

囲内において、補助金の交付の決定をする。
２　市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項を修正して補助金の交付の決定をすることができる。
３　市長は、第１項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（決定の通知）
第６条　市長は、前条第１項の規定により補助金の交付の決定をしたときは、別記第２号様式により、その決定の内容及びこれに付された条件を通知する。

（補助金の請求及び交付）
第７条　補助事業者は、前条の規定による通知に基づき、別記第３号様式の補助金請求書を市長に提出するものとする。
２　補助金は、精算払により交付する。

（その他）
第８条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附　則
この要綱は、令和６年５月２２日から施行する。

附　則
この要綱は、令和８年６月　１日から施行する。

別表第１（第３条第１項関係）

区分	要件
補助事業者	(1) 萩市外に住所を有すること。ただし、萩市内の離島で就農活動を実施する場合は、当該離島外の萩市内に住所を有する者も含む。 (2) 事業実施年度の４月１日現在で１８歳以上６５歳以下であること。 (3) 体験先、研修先、面接先等から給与等（交通費、宿泊費を含む）の支払いを受けていないこと。 (4) 就農状況等の調査に事業終了後も協力すること。

別表第２（第３条第２項関係）

区分	備考
１　就農に関するツアー、産地見学会、就農ガイダンス、その他のイベント等	市長が別に定める要件を満たすものに限る。
２　農業体験、短期研修、下見等	同上
３　就農相談、就農・就業面接等	同上

別表第３（第３条第３項関係）

区分	内容
１　交通費	(1) 就農活動のための居住地から萩市内への往復交通費（居住地から最初の市内到着地及び最後の市内出発地から居住地までの交通費）で公共交通機関等（鉄道賃、航空賃、船賃、バス料金、タクシー料金）を利用した実費で、移動に必要と合理的に認められるもの。萩市内に住所を有する者が萩市内の離島で就農活動を実施する場合は、往復の船賃の実費で、移動に必要と合理的に認められるもの。 (2) 就農活動のための居住地から萩市内への移動に係る往復の高速道路等利用料（実費に限る）で、移動に必要と合理的に認められるもの。 (3) 山口県内で貸渡契約を締結したレンタカーのリース料(燃料代は含まない)
２　宿泊費及び宿泊体験料	(1) 宿泊先は、旅館業法（昭和２３年法律第１３８号）第３条第１項に規定する許可を受けて旅館業を営む施設、住宅宿泊事業法（平成２９年法律第６５号）第３条第１項に規定する届出をして、同法第２条第３項に規定する住宅宿泊事業を営む施設、山口型小規模農林漁業体験民宿認定要綱（平成１７年１０月１日制定）第４条に規定する認定を受

	けた体験民宿、農山漁村生活体験ホームステイ実施要綱（平成２０年６月４日制定）第１１条に規定する届出を行った受入地域協議会に登録された受入農林漁家、萩市新規就農者等研修滞在施設、萩市お試し暮らし住宅、宿泊機能を有した公共施設等のいずれかに該当する萩市内の施設とする。 (2) 宿泊費に朝食代、夕食代が含まれている場合は、宿泊料からその額を減額する。ただし、金額が不明な場合は朝食分として１，０００円、夕食分として１，５００円を減額する。

別表第４（第３条第４項関係）

補助金の額
就農活動１訪問につき、別表第３に規定する交通費及び宿泊費の対象経費の合計に２分の１を乗じ、１，０００円未満の端数を切り捨てた額または３０，０００円のいずれか低い額とする。 タクシー料金の補助額は上限１０，０００円とする。 宿泊費の補助額は１人当たり上限３，０００円／泊とする。